

様式第1号（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年3月28日

岩手県知事
達増 拓也 殿

岩手県上閉伊郡大槌町新町38番1号
大槌商工会
会長 後 藤 力 三



岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号
大槌町長 平 野 公 三



商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：佐々木 優

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害のリスク

当町は、岩手県陸中海岸の中央付近に位置し、東は太平洋に面した大槌湾、船越湾に西は北上山地に接続する山地となっている。地形は典型的なリアス式海岸で、町内の山は急峻で面積の約84%が山林である。町の中央を山が縦断し、2級河川である大槌川、小槌川が山の両側を流れ、狭隘な谷間を形成し海岸付近で扇状地風に平地が広がっている。

宅地や耕地は山間部に若干あるものの、その大半は海岸線の平地にまとまっている。かように、当町は土砂災害、洪水、津波の被害を受けやすい地勢である。

このことから、当町では自然的条件、社会的条件、過去の災害発生状況及び今般発表された津波の浸水想定から「大槌町防災ハザードマップ」を作成し、将来、主に次のような災害の発生を想定している。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いており、避難活動上への影響はもとより、事業活動上でも大きな影響を受けている。

【津波】

令和4年3月に岩手県が発表した日本海溝、千島海溝での地震による最大16.2mの津波の襲来を想定している。津波により、堤防、水門が破壊されるという最大の被害想定を基に浸水予想が示され、それによると震災復興により形成された主な居住地や町方地区の全域に0m～10.8mの津波が襲来する見込みである。津波は、下表の町方～浪板地区には直接若しくは河川を遡上して到来し、柾内～桜木町・花輪田地区では大槌川、小槌川を遡上し到来する。

■津波による浸水予想と被害が想定されている会員事業者数（地区別・浸水深別）

津波（浸水深：m）

地区名	0	0~0.3	0.3~0.5	0.5~1	1~3	3~5	5~10	10~	合計
金沢	4								4
上京	3								3
柾内	11	1			5	2			19
大ヶ口・源水	1				4	6	7		18
沢山	6			1	4	9	22		42
小槌	9								9
白澤	8	1		1	7	8			25
桜木町・花輪田	1				1	1	45		48
町方						1	71	9	81
安渡	4				2	3	2	12	23
赤浜	5	1		1				4	11
吉里吉里	20	1			1	3	8	5	38
浪板	8				1		1	1	11
合計	80	4	0	3	25	33	156	31	332

「大槌町防災ハザードマップ」により検証した津波被害を被る会員事業者数（法定・定款）は、前頁の表のとおりであり、332者の内75.9%に当たる252者が何らかの被害を被る見込みであり、特にも多大な損害を生じる恐れのある3mを超える津波による浸水が想定されている事業者は220者と全体の66.3%に上っている。

【洪水】

「大槌町防災ハザードマップ」では、水防法の規定により指定された想定しうる最大規模の（年超過確率1/1000程度）の降雨量による、浸水区域及び浸水深を表している。一部耕地で最大13.6mの浸水となるが、商業地では最大6.3mの浸水深が想定されている。

なお、大槌町防災ハザードマップ上で検証した浸水被害が想定される本会の会員事業者数は次のとおりであり、浸水想定区域に立地し、被害が想定されるのは223者（会員全体の67.2%）、そのうち3m以上の浸水被害が想定されるのは117者（同35.2%）となっている。

■洪水による浸水被害が想定されている会員事業者数

洪水（浸水深：m）

地区名	0	0~0.5	0.5~3	3~5	5~10	10~	合計
金沢	4						4
上京				3			3
柁内		1	6	11	1		19
大ヶ口・源水				18			18
沢山	10		11	20	1		42
小鎚	8			1			9
白澤	3		13	7	2		25
桜木町・花輪田	4		18	26			48
町方	4		57	20			81
安渡	16			6	1		23
赤浜	11						11
吉里吉里	38						38
浪板	11						11
合計	109	1	105	112	5	0	332

【土砂災害】

当町は隣接市町村との境界を山地で囲まれ、また町の中央を山が縦断し2級河川である大槌川、小鎚川がその山の両側を流れている。町の約84%が山林であり、両河川が狭隘な谷間を形成し、そこに広がる僅かな平地及び河口部に宅地、商業地等が立地している。山が急峻であることや土質が粘板岩系であること、涸れ沢が随所にあることにより土砂災害が発生しやすくなっている。

なお、大槌町防災ハザードマップ上で検証した土砂災害による被害が想定される本会の会員事業者数は次のとおりであり、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に立地し、被害が想定されるのは114者（会員全体の34.3%）となっている。特にも、特別警戒区域に立地する会員事業者が14者あり、災害発生時には大きな被害が想定される。

■土砂災害による被害が想定されている会員事業者数

土砂災害

地区名	指定なし	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	合計
金沢	3	1		4
上京	3			3
枉内	9	9	1	19
大ヶ口・源水	17	1		18
沢山	34	8		42
小鎚	5	3	1	9
白澤	6	16	3	25
桜木町・花輪田	36	9	3	48
町方	66	13	2	81
安渡	11	10	2	23
赤浜	5	6		11
吉里吉里	18	18	2	38
浪板	5	6		11
合計	218	100	14	332

【地震災害】

大槌町地域防災計画では、大槌町の立地条件から地震災害は津波災害と一体となった対策となっている。また、平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被害の多くが従前の被害想定をはるかに超える結果となったことを踏まえ、当面の対策としては地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性を十分に視野に入れて、平成 23 年東北地方太平洋沖地震並びに過去最大クラスの海溝型の地震と内陸直下型地震を想定している。特にも、令和 4 年 3 月に公表された内閣府による「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」の報告では日本海溝の岩手県北部から北海道日高地方沿岸において最大クラスの津波の発生が切迫している状況であるとされている。また、報告では日本海溝で発生する地震の当町での最大震度は 6 強と予想されている。

【感染症】

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

【その他】

台風等による暴風、竜巻、停電等が起りうる災害である。これまで、台風は当町を外れて進路を取ることや、当町に接近する時には温帯低気圧になるなど大きな被害を及ぼすことが少なかった。しかし、最近では進路に変化が生じ当町付近を通過する割合が増加傾向であり、注意が必要となっている。

(2) 商工業者の状況 (出典：総務省・経済産業省「令和元年経済センサス-基礎調査」)

- ・商工業者数 369人
- ・小規模事業者数 300人

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
建設業	52	48	町内に広く分散している
製造業	42	31	大槌川、小槌川の下流付近に多い
卸・小売業	115	83	広く点在するが、町の中心部に多い
サービス業	150	130	広く点在するが、町の中心部に多い
その他	10	8	町内に分散している
合計	369	300	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

①地域防災計画の策定

大槌町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、災害対策基本法第42条(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、大槌町防災会議において「大槌町地域防災計画」を策定している。

町内地域での発生が想定される災害に対して、対策を実施する際の各防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱のほか、住民や事業所等の役割を明らかにしながら、必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧における対策について定めている。

これらの対策を総合的かつ計画的に推進することにより、自らを災害から守る「自助」の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る「共助」の適切な役割分担に基づき、これらが連携した防災協働社会の実現を目指すことを目的としている。

②大槌町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等の感染症の発生に備え、発生時の行動計画を策定している。

③防災備品の備蓄

大槌町地域防災計画に基づき、災害発生直後から物資の流通が確保されるまでの間の被災者の生活を支えるため、食料・生活必需品(主食、飲料水、粉ミルク、簡易トイレ等)を備蓄し、定期的な点検と更新を行っている。

④防災に関する情報提供

防災に関する情報については、広報や町ホームページによる周知のほか、「大槌町防災ハザードマップ」を作成し、町内全戸に配布している。

2) 当会の取組

①災害時における会員被災状況の収集

これまで、東日本大震災を始め台風等の自然災害の際は、会員事業者の被災状況について情報を収集し、岩手県商工会連合会並びに大槌町へ報告している。

②事業者BCPに関する国の施策等の周知

国が発行した「事業継続力強化計画認定制度のご案内」等のリーフレットが発行される都度、小規模事業者に配布することで、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行っている。

③損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などのリスクに備える各種の損害保険等について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し普及・加入促進を行っている。

II 課題

当町、当会の小規模事業者への自然災害における防災・免災対策への支援及び感染症発生時における課題は次のとおりである。

①事業者BCPの策定が進んでいない

津波・浸水被害では、会員事業者の過半に被害が想定され、建物の2階以上が浸水するとされる3m以上の浸水被害が3分の1以上の会員事業者に想定されている。また、土砂災害警戒地域に立地している事業者も約3分の1に上る。しかし、震災から10年以上が経過し、堤防、水門の整備が完了したことから防災への意識の低下がみられ、事業者BCPの策定をはじめとする防災・減災対策に関する町全体の取組状況はいまだ普及・啓発段階にある。また、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化しておらず、特に自力での取組に限界のある小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

②策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

③応急対策及び感染症拡大防止に関する町と商工会の連携体制が整っていない

現状では、それぞれの業務継続計画に従って、事前対策や応急対策を行うことになっているが、両者の連携・協力体制が具体化されていない。

III 目標

大槌町地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、町、商工会が一つになって取組むこととし、特に、町内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を行う。また、域内において感染症が発生した場合に、速やかな拡大防止措置等を行い小規模事業者が経済活動を継続できるよう以下の取組を行う。

①町内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

②被害の把握・報告ルート of 確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当町、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

③速やかな応急・復興支援策及び感染症拡大措置を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時に速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年5月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

大槌商工会と大槌町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

大槌町地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

町内小規模事業者に対するBCP策定の必要性についての普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

①ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回指導の際に大槌町防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

②広報等による啓発活動

商工会報や町広報、ホームページ、Facebook等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

④新型コロナウイルス感染症への対応の周知と支援

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況日々変化する為、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わせられることなく、冷静に対応することを周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき、感染防止策等について事業者に周知すると共に、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。



商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

■財産のリスク

- 火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償
- 自動車運行に伴う事故の賠償補償

■休業のリスク

- 事業主・従業員の休業所得補償
- 災害に伴う営業損失補償

■経営のリスク

- 取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え
- 事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等への備え
- 廃業・退職後の生活資金積立
- 従業員の退職金積立

■自動車のリスク

○自動車運行に伴う事故の賠償補償

■労災事故のリスク

○業務災害・ハラスメント等の管理者賠償責任補償

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会の「危機管理マニュアル」を令和5年3月に更新した。

3) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。

また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) 事業者BCP策定のフォローアップ

町内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

また、(仮称)大槌町事業継続力強化支援会議(構成員:当会、当町)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る連絡体系の構築と訓練の実施

大規模な地震・津波災害(平成23年東北地方太平洋沖地震クラス及び日本海溝・千島海溝地震)が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。また、必要に応じて訓練を実施する。

<2. 発災後の対策>

対応する災害の規模は、大槌町地域防災計画に定める災害対策本部設置に係る配備基準に準じ、沿岸南部地域で震度5強以上の地震が発生する等大規模な被害が生じた場合とする。

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

■大槌町災害対策本部配備基準及び配備職員の範囲

区分	配備基準	配備職員の範囲
1号非常配備	ア 気象警報が発表され、町の広範囲に影響する大規模な災害(河川の氾濫、幹線道路の通行止め、住宅密集地における土砂災害等)が発生する可能性が高い、又は発生したとき イ 沿岸南部地域で震度5強を観測したとき ウ 避難情報を発令し、避難所を開設したとき エ その他相当規模の災害が発生したとき	・本部長、副本部長及び各部長 ・本部運営部及び総務部職員 ・避難所運営職員 ・本部長指示職員

1号津波非常配備	津波注意報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・本部員 ・本部運営部及び総務部職員 ・本部長指示職員 ・避難所運営職員
2号非常配備	<p>ア 大地震が発生した場合において、本部すべての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があると認められるとき</p> <p>イ 沿岸南部地域で震度6弱以上を観測したとき</p> <p>ウ 津波警報又は大津波警報が発表されたとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員

※大槌町防災計画より抜粋

感染症の感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 応急対策の定義

応急対策とは、大槌町地域防災計画及び大槌商工会危機管理マニュアルで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で当町、当会が連携して行う応急対策は次の業務とする。

■連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- ア) 被害調査・経営課題の把握業務
- イ) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- ウ) 復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、当会がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを当町、当会で整備する。

② 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

町職員は津波到達予測時刻の15分前までに中央公民館に集合するか、出来ない場合は「職員初動マニュアル」に基づき行動し、最寄りの避難所に参集するか自宅その他の安全な場所で待機する。また、災害対策本部の各部長は部員の安否確認をするとともに連絡体制を確保する。

当会は本会危機管理マニュアルに従い安否確認を行う。その際に、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

■各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
大槌町産業振興課	【職員】発災後速やかに

大槌商工会	【職員】 発災後 1 時間以内にLINE グループ機能にて確認 【正副会長】 3 時間以内に携帯電話にて確認 【役員】 1 日以内に携帯電話にて確認
-------	---

③安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後 3 時間以内には、当町、当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第 1 順位	第 2 順位
大槌町産業振興課	商工観光班長	商工観光班員
大槌商工会	事務局長	上席の経営指導員

④感染症の発生時

感染症流行や、新型インフルエンザ等措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大槌町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて 2 者で実施する応急対策の方針を決定する。

方針決定は、当会と当町の 2 者間による協議で決定する。

■被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	ア 大地震が発生し、大槌町災害対策本部すべての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があるとき イ 沿岸南部地域で震度 6 弱以上を観測したとき	1) 被害調査・経営課題の把握業務 2) 緊急相談窓口の設置・相談業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	ア 町の広範囲に影響する大規模災害（河川の氾濫、幹線道路の通行止め、住宅密集地における土砂災害等）が発生したとき イ 沿岸南部地域で震度 5 強を観測したとき	1) 被害調査・経営課題の把握業務 2) 緊急相談窓口の設置・相談業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

また、岩手県商工会連合会が定めた「新型コロナウイルス感染症に係る商工会等の業務対応」を踏まえ必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務等体制維持に向けた対策を実施する。なお、他の感染症においても上述の業務対応を準用する。

■当会と当町の被害情報等の共有間隔

期 間	情報共有する間隔
発生後～1週間	1日に2回（12時、17時）共有する
1週間～1ヵ月	1日に1回（17時）共有する
1ヵ月以降	1週間（金曜日）に1回共有する

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

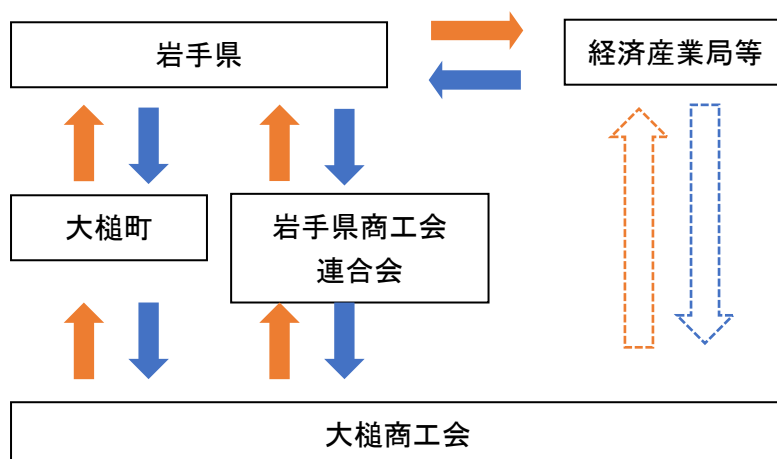
発災時に町内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

なお、指示命令系統は、大槌町地域防災計画及び当会「危機管理マニュアル」に記載のとおりとする。

■連絡体制図



2) 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、(仮称)大槌町事業継続力強化支援協議会長(町産業振興課長)が大槌町災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し、当会に指示等を行う。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

①被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、大槌町地域防災計画様式編様式8の「商工関係被害報告」様式を使用し報告するものとする。

②被害額の算定の対象

大槌町防災地域計画に基づき、当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「商工被害」と「非住家の被害」の2つとするが、「非住家の被害」につ

いては、他部署が取りまとめる報告様式2「人的及び住家被害報告」の非住家被害報告との重複を避ける為、報告書に別記しその旨を明記すること。

商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。

4) 共有した情報の報告方法

当会と当町が共有した情報を、当会は岩手県商工会連合会へ、当町より岩手県へ報告する。

なお、当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急時連絡先にメールで報告するとともに、商工会災害状況報告システムを活用する。

また、感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を岩手県の指定する方法にて当会又は当町より岩手県に報告する。

< 4. 応急対策時の町内小規模事業者に対する支援 >

① 相談窓口の開設

当会は町と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。

また、国・県からの相談窓口設置に関し特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。感染症の場合は、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口の開設等を行う。

② 被災事業者施策の周知等について

自然災害応急時及び感染症蔓延時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により町内小規模事業者等へ周知する。併せて、地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

< 5. 町内小規模事業者に対する復興支援 >

○岩手県及び大槌町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

○被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岩手県商工会連合会等に相談する。

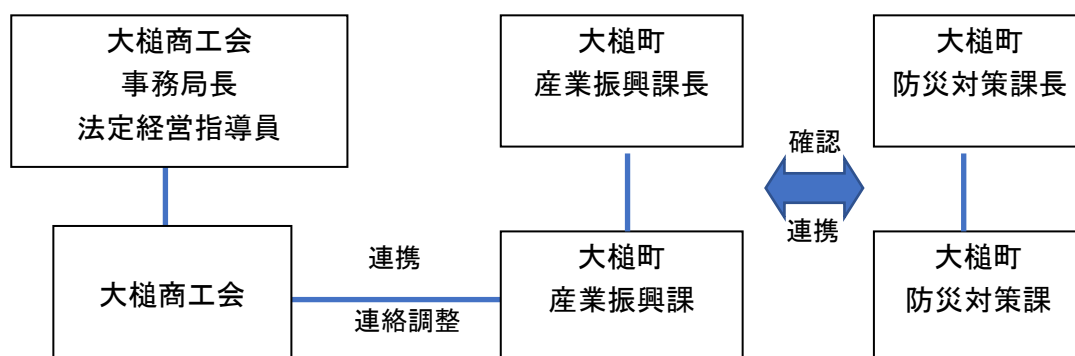
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年3月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 佐々木 優 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

商工会の法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業者BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。

また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

年1回、(仮称)大槌町事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

大槌商工会

〒028-1111 岩手県上閉伊郡大槌町新町38番1

TEL: 0193-42-2536 / FAX: 0193-42-3424

E-mail: otsuchi@shokokai.com

②関係市町村

大槌町役場 産業振興課

〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号

TEL: 0193-42-8725 / FAX: 0193-42-3855

E-mail: shoukou@town.otsuchi.iwate.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフ、チラシ作成費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大槌町補助金、岩手県補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援計画を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携事業者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等